

木造軸組外壁

EX-M-FL

セメントモルタル仕様

30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-2188-1 (4)
PC030BE-2188-1 (2)

防火構造の施工仕様書

[令和8年8月版]



YOSHINO
安全で快適な住空間を創る **吉野石膏**

BASF INOAC ポリウレタン株式会社

はじめに

この施工仕様書は、表紙に記載してある防火構造認定の条件を満足するための推奨施工方法を示したものです。
本書を基に現場毎の施工要領書および施工計画書の作成をお願いいたします。
尚、施主や設計者の指定による特記仕様等で本書に記載が無い場合は、防火構造認定書別添にて認定条件の範囲であることを確認の上、施工要領書および施工計画書に反映させてください。

適切な施工管理体制にて施工をしていただくために

特定共同住宅の住戸等と住戸等の界壁を乾式耐火壁にて施工する場合は、“特例基準「消防法施行令第29条の4」”に基づいた総務省令第40号、その細目を定めた消防予第188号および500号通知の内容を遵守する義務があります。その500号通知には乾式耐火壁の施工条件として、「適切な施工管理体制が整備されている場合」と明記されております。

「適切な施工管理体制が整備されている場合」とは、

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としております。この考え方は戸境壁以外の外壁防火壁を施工する際にもあてはまることから、適切な施工管理体制の整備をお願いします。

木造軸組外壁 E X-M-F L
セメントモルタル仕様 施工仕様書

B-018-2

目次

- ①総 則
 - 1-1 適用範囲
 - 1-2 施工計画書の作成と周知徹底
 - 1-3 施工中の疑義
 - 1-4 検 査
- ②安全対策
- ③せっこうボードの荷姿、運搬、保管
 - 3-1 荷 姿
 - 3-2 運 搬
 - 3-3 保 管
 - 3-4 残材処理、清掃
- ④材 料
 - 4-1 主構成材料
 - 4-2 副構成材料
- ⑤施工要領
 - 5-1 標準施工手順
 - 5-2 施工要領
- ⑥検 査
 - 6-1 自主検査
 - 6-2 立会い検査
- ⑦認定書
 - 防火構造
- ⑧水平断面図

1-2 施工計画書の作成と周知徹底

木造軸組外壁 EX-M-F L セメントモルタル仕様の施工に際しては、この施工仕様書、吉野石膏（株）の EX ボード耐力壁の施工仕様書、BASF INOAC ポリウレタン（株）の「フォームライト SL-100 工法施工マニュアル」および日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書（案）」などを基に現場毎に施工計画書を作成する。事前に説明会、その他の方法で、作業員全員に周知徹底を図る。

1-3 施工中の疑義

施工中、施工計画書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、認定条件を確認の上、設計者・建築元請業者などと施工方法を検討する。

1-4 検査

施工業者は、工事が完了した時点で自主検査を実施した後、建築元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

② 安全対策

建築元請業者の安全方針に従って対策してください。

《タイガーボード類の注意》

- *指定の用途以外にご使用の場合は、十分に性能を発揮できない場合があります。
- *タイガー EX ボードなどを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸を使用してください。また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネを着用してください。
- *在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。
- *タイガー EX ボードなどの廃材、洗浄排水の処理については、環境公害とならないようにご注意ください。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令に基づき適切に処理してください。

《フォームライト SL-100（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）の注意》

- *施工の際、保護服・保護具を必ず着用してください。
- *フォームライト SL-100 施工中、施工後でも溶接・溶断などの火気は使用しないでください。
- *詳細については、BASF INOAC ポリウレタン（株）の「フォームライト SL-100 工法施工マニュアル」をご確認ください。

《セメントモルタルの注意》

- *工具、保護具、保管方法、残材処理などは使用する日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書」などに従ってください。

③ せっこうボードの荷姿、運搬、保管**3-1 荷姿**

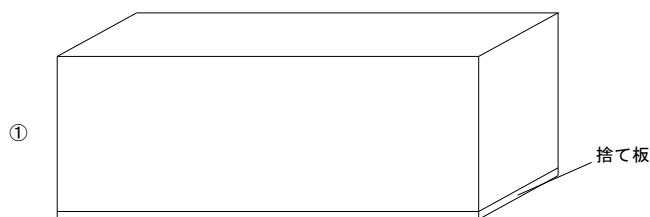
保管荷姿は、通常、タイガーEXボード（9.5mm）で80枚、タイガーボード（9.5mm）で160枚、タイガーボード（12.5mm）で120枚を1山としてある。

3-2 運搬

タイガーEXボードなどの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

3-3 保管

- （1）荷くずれ、角欠けがないように均等に置く。
- （2）傾斜面、墨出し部には置かない。
- （3）凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでタイガーEXボードなどが濡れないように養生する。
- （4）タイガーEXボードなどの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上にボードの縁が台からはみ出ないようにすること。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。タイガーEXボードを屋外で保管する場合は、必ずパレット積みとすること。



- （5）2段積みなどを行う場合は、台木の位置を各段でそろえること。
- （6）タイガーEXボードなどを踏み台にしないこと。

3-4 残材処理、清掃

タイガーEXボードなどの切断加工を行った作業場所は清掃する。タイガーEXボード、その他の残材は、あらかじめ決められた置き場に集積する。

④ 材 料

4-1 主構成材料

4-1-1 屋外側被覆材

両面ボード用原紙張せっこう板

商品名：タイガーEXボード（以下、EXボードと称する）

(1) 規格 不燃NM-4127

(2) 寸法

厚 さ 9.5mm

大きさ(標準) 910mm×3,030mm

(3) 性能

比 重 1.0±0.1

含水率 3%以下

4-1-2 内装材

せっこうボード(GB-R)

商品名：タイガーハイクリンボード、タイガーボード（以下、TBと称する）

(1) 規格 準不燃QM-9828、JIS A 6901

不 燃NM-8619、JIS A 6901

(2) 寸法

厚 さ 9.5, 12.5mm

大きさ(標準) 910mm×1,820、2,420mm

(3) 性能

比 重 0.65～0.90

含水率 3%以下

4-1-3 外装材

セメントモルタル

(1) 組成(質量%)

普通ポルトランドセメント 43.0～56.0

無機質混和材 44.7～53.6

無機質軽量骨材 0.0～20.0

無機質骨材 8.8～33.8

無機混和剤 1.0～34.4

無機質少量混和剤 0.0～4.0

有機質混和材 1.2～10.0

有機質骨材 0.7～7.6

有機質少量混和剤 0.0～2.5

有機質繊維 0.0～0.5

(2) 寸法

厚 さ 15mm以上

(3) 性能

硬化体比重 0.9±0.1

木造軸組外壁 E X-M-F L
セメントモルタル仕様 施工仕様書

B-018-7

補強材（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）
耐アルカリ性グラスファイバーネット

- (1) 寸法
- | | |
|--------|---------------|
| 厚 さ | 0.3mm以上 |
| メッシュ間隔 | 4×4mm～10×10mm |
- (2) 性能
- | | |
|-----|-----------------------|
| 重 量 | 80g/m ² 以上 |
|-----|-----------------------|

4-1-4 外装材（セメントモルタル）の下張り材
JAS規格に適合する普通合板厚さ4mm以上、構造用合板厚さ5.5mm以上など

4-1-5 柱
JAS規格に適合する針葉樹の構造用集成材または構造用製材
□-105mm以上×105mm以上

4-1-6 中間柱（継手間柱）
JAS規格に適合する針葉樹の構造用集成材または構造用製材
□-45mm以上×105mm以上

4-1-7 間柱
JAS規格に適合する針葉樹の構造用集成材または構造用製材
□-27mm以上×105mm以上

4-1-8 断熱材
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム
商品名：フォームライトSL-100

- (1) 規格 JIS A 9526
- (2) 寸法
- | | |
|-----|----------|
| 厚 さ | 75～105mm |
|-----|----------|
- (3) 性能
- | | |
|-----|------------------------|
| 密 度 | 11～25kg/m ³ |
|-----|------------------------|

※断熱材は、BASF INOAC ポリウレタン（株）の「フォームライトSL-100」に限定となります。
その他の断熱材は使用できません。

4-2 副構成材料

4-2-1 胴縁

J A S 規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など
幅45mm以上×厚さ15mm以上
※樹種がベイツガまたはアカマツの場合は、厚さ15mm以上、スギまたはエゾマツの場合は、厚さ18mm以上となります。
※胴縁は縦胴縁に限定となります。
※胴縁の取り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点か屋外側に通気層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置してください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層を省略できる要件を満たし、設計者または施工者が通気層を省略できると判断される場合はこの限りではありません。

4-2-2 補助胴縁（外装材（セメントモルタル）の下張り材を使用しない場合には下記のものを使用する）

塩化ビニル樹脂など
寸法 10mm以上×9mm以上×厚さ1mm以上
J A S 規格に適合する針葉樹の構造用製材、造作用製材、下地用製材など
寸法 10mm以上×9mm以上

4-2-3 鉄網

J I S A 5505に規定する「メタルラス（防錆処理品）」単位面積重量500g/㎡以上または防水紙付鉄網防錆処理品単位面積重量700g/㎡以上

4-2-4 透湿防水シート

J I S A 6111に規定する「透湿防水シート」など（防水紙付鉄網防錆処理品も使用可能）

4-2-5 防湿気密シート

J I S A 6930に規定する「住宅用プラスチック系防湿フィルム」など厚さ0.2mm以下、単位面積重量190g/㎡以下のもの。
※当防火認定では防湿気密シートは認定上必須ではありませんが、耐久性の観点から屋内側に防湿層が必要です。原則、屋内側に防湿気密シートを使用してください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより防湿気密シートを省略できる要件を満たし、設計者または施工者が防湿気密シートを省略できると判断される場合はこの限りではありません。

木造軸組外壁 EX-M-FL
セメントモルタル仕様 施工仕様書

B-018-9

- 4-2-6 釘・タッピンねじ・ステーブルなど
- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) EXボードの留め付け用釘 | NZ50 |
| (2) TBの留め付け用タッピンねじ | |
| 9.5, 12.5mm厚TBの留め付け用タッピンねじ | φ3.5mm以上×32mm以上 |
| (3) TBの留め付け用釘 | |
| 9.5, 12.5mm厚TBの留め付け用釘 | GN40以上 |
| (4) 胴縁の留め付け用タッピンねじ | φ3.8mm以上×50mm以上 |
| (5) 胴縁の留め付け用釘 | N50以上 |
| (6) セメントモルタルの下張り材の留め付け用タッピンねじ | φ2.5mm以上×25mm以上 |
| (7) セメントモルタルの下張り材の留め付け用釘 | N32以上 |
| (8) 透湿防水シートの留め付け用ステーブル | 幅12mm以上×長さ6mm |
| (9) 鉄網固定用ステーブル | 幅7mm以上×長さ16mm以上 |
| (10) 防湿気密シートの留め付け用ステーブル | 幅12mm以上×長さ6mm以上 |

- 4-2-7 内装材継目部の処理材（必要に応じて継目処理などをする場合には下記のものを使用する）
- (1) ジョイントコンパウンド（パテ）
JIS A 6914に適合するもの。
「タイガーGLライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」（吉野石膏製）など
- (2) ジョイントテープ
「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」など

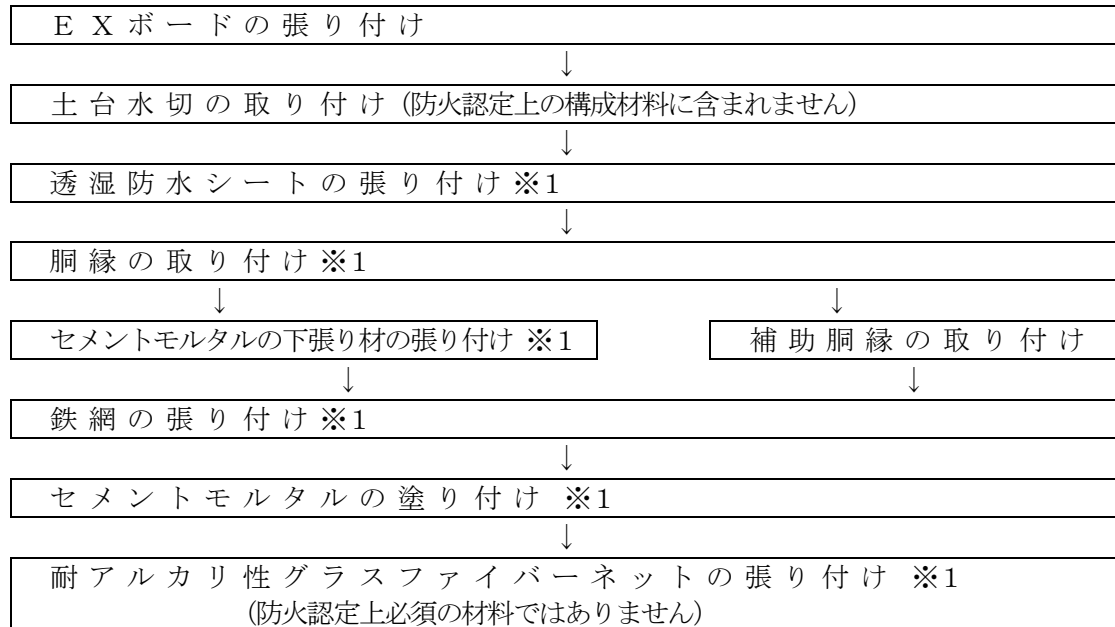
木造軸組外壁 EX-M-F L
セメントモルタル仕様 施工仕様書

B-018-10

⑤ 施工要領

5-1 標準施工手順

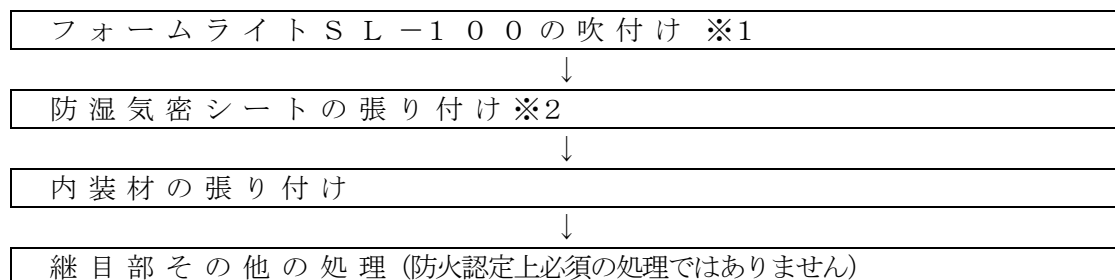
5-1-1 屋外側



※ 下地組は、吉野石膏（株）のEXボード耐力壁の施工仕様書に従ってください。

※1 日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書（案）」などに従ってください。

5-1-2 屋内側



※1 BASF INOAC ポリウレタン（株）の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」に従ってください。

※2 防湿気密シートは、原則使用してください。

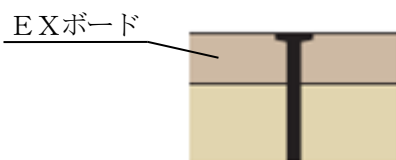
5-2 施工要領

5-2-1 EXボードの張り付け

(1) 耐力壁にする場合、EXボード耐力壁の施工仕様書に従って張り付ける。

(2) 壁倍率を必要としない場合、釘(NZ50)の間隔は、76～333mmとする。

※釘頭がEXボード表面と面一になるように、自動釘打ち機のエアー圧を調整し、試打後に釘打ちしてください。また、樹種毎にエアー圧を調整してください。



<釘打ちの概略図>

※自動釘打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ハンマーなどで釘頭がEXボード表面と面一になるように留め付けてください。

※EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。

※EXボードの釘での留め付けは、木下地(柱、間柱、中間柱など)を外さず、釘打ちしてください。木下地(柱、間柱、中間柱など)を外した場合、釘が貫通し反対側に飛び出す恐れがあります。必ず反対側に人がいないことを確認の上、施工してください。

5-2-2 土台水切の取り付け

土台水切を墨出ししたEXボードに取り付ける。

5-2-3 透湿防水シートの張り付け

(1) 透湿防水シートは、横張りとし、下から上へ張る。

(2) 透湿防水シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、EXボードにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、縦方向では300mm以下、横方向では455mm以下とし、たるみ、シワとならないように留め付ける。

(3) 透湿防水シートの継目部の重ね代は、縦方向では90mm以上、横方向では150mm以上とする。横方向の重ね代は、EXボードの目地と重ならないように横方向にステープル2本で留め付ける。

※ステープルは長さ6mmを用い、留め付けはハンマータッカーを用いてください。

5-2-4 胴縁の取り付け

(1) 胴縁は、縦胴縁とし、幅45mm以上を用いる。

(2) 胴縁は、柱、間柱および中間柱の位置に釘などで500mm以下の間隔で留め付ける。

※日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書(案)」などに従ってください。

5-2-5 補助胴縁の取り付け(外装材(セメントモルタル)の下張り材を使用しない場合に限る)

補助胴縁を、両面テープまたは接着剤を用いて、胴縁の間に取り付ける。

5-2-6 外装材の下張り材の張り付け（必要に応じて張り付ける場合に限る）

外装材の下張り材を釘などで200mm以下の間隔で胴縁に留め付ける。

※日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書（案）」などに従ってください。

5-2-7 鉄網の張り付け

（1）鉄網は横張りまたは縦張りとし、千鳥に配置する。

（2）鉄網は継目部の重ね代は30mm以上とし、鉄網の浮き上がり、たるみのないようにステープルで外装材の下張り材または縦胴縁に水平方向500mm以下、鉛直方向150mm以下の間隔で留め付ける。

※日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書（案）」などに従ってください。

5-2-8 セメントモルタルの塗り付け

（1）標準加水量で混練したセメントモルタルを鉄網によくからまるようにコテ圧をかけて、鉄網が隠れる塗り厚で塗り付ける。

（2）下塗り後、下塗りとの総厚が15mm以上となるように上塗りをする。上塗りは、コテ圧をかけて、下塗りとはよく密着させる。

（3）原則として耐アルカリ性グラスファイバーネットを伏せ込む。耐アルカリ性グラスファイバーネットの伏せ込みは、上塗り後、直ちに伏せ込み、ネットの浮きがなくなるようにコテでなじませる。

（4）セメントモルタル上塗り後、適切な養生期間をとり、養生時に凍結しないようにしてください。

セメントモルタル上塗り後、通常期10日以上、冬期14日以上経過後、仕上げ材を施工する。

乾燥の遅れや、降雨により濡れ色となっている場合は、乾燥したのを確認後、仕上げ材を施工する。

※日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書（案）」などに従ってください。

5-2-9 屋外側仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、吹付けなどで仕上げる。

5-2-10 フォームライトSL-100の吹付け

（1）屋外側のEXボードを施工後、フォームライトSL-100を所定の厚さに吹付ける。

（2）フォームライトSL-100は、柱、間柱および中間柱との間にすき間が生じないように吹付ける。

※吹付けたフォームライトSL-100は、所定の厚さがあることを確認してください。

※BASF INOAC ポリウレタン（株）の「フォームライトSL-100工法施工マニュアル」に従ってください。

5-2-11 防湿気密シートの張り付け

（1）防湿気密シートは、横張りとする。

（2）防湿気密シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、柱などにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、シートの継目部および上下端部では200～300mm、その他の部位は、たるみ、シワとならないように1,000mm以下で留め付ける。

（3）防湿気密シートの継目部の重ね代は、100mm以上とする。

5-2-12 TBの張り付け

- (1) TBは、縦張りまたは横張りとする。
- (2) TBは、柱、間柱または中間柱などにタッピンねじなどで留め付ける。TBのタッピンねじでの留め付け間隔は、周辺部150mm以下、中間部200mm以下とする。ただし、TBの周辺部は必ず間柱以外の柱または中間柱などに留め付ける。
- (3) ねじ頭は、TBの表面より軽く凹ませる。
- (4) TBの目地部は、互いに突き付け張りとする。

5-2-13 TBなどの継目部などの処理（必要に応じて処理する場合に限る）

TBなどの継目部などは、ジョイントテープ「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」とジョイントコンパウンド（パテ）「タイガーGLライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」などを用いて仕上げる。

5-2-14 屋内側仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、壁装材貼り、吹付けなどで仕上げる。

5-2-15 その他設計、施工上の留意点

- (1) この「施工仕様書」は、認定書の中から推奨する材料を明記してあります。この「施工仕様書」に明記していない認定範囲の材料を用いる場合、認定番号PC030BE-2188-1（4）、PC030BE-2188-1（2）の認定書に記載してある材料に限定されます。
- (2) 壁高および壁幅については、構造計算などにより構造安全性が確かめられた寸法としてください。
- (3) EXボードを耐力壁とする場合は、柱の寸法は105mm角以上、中間柱および間柱の見込み寸法は105mm以上となります。留め付け間隔、その他条件は、耐力壁の認定書に従ってください。ただし、当防火認定上、屋外側EXボードの横目地部に受材（胴つなぎ）を設けることができませんので、EXボードを用いて屋外側の耐力壁とする場合は、横目地を設けない1枚張りとしてください。
- (4) EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。
- (5) EXボードの施工後は、速やかに透湿防水シートを施工してください。
- (6) 雨天時の屋外側の施工は、避けてください。
- (7) 雨天後の屋外側の施工は、事前に施工完了箇所（EXボード、透湿防水シート、胴縁、セメントモルタルの下張り材など）が十分に乾燥していることを確認してから行ってください。
- (8) 当壁構造に開口部を設置する際は、建築地域の条件に従ってください。
- (9) 胴縁は縦胴縁に限定となります。
- (10) 防蟻および防腐処理された胴縁を用いる場合は、施工中に雨水にさらされないよう、速やかにセメントモルタルの下張り材およびセメントモルタルを施工するかシートなどで養生をしてください。
- (11) 胴縁の取り付けおよび防湿気密シートの張り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から屋外側に通気層、屋内側に防湿層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置し、屋内側に防湿気密シートの張り付けを行ってください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層を省略できる要件、防湿気密シートを省略できる要件、またはその両方の要件を満たし、設計者または施工者が通気層、防湿気密シート、またはその両方を省略できると判断される場合はこの限りではありません。
- (12) 当壁構造は、フォームライトSL-100の吹付けが必須となります。
- (13) 当壁構造は、屋内側TBの張り付けが必須となります。
- (14) 当壁構造での曲面壁の設計・施工はできません。

木造軸組外壁 EX-M-F L
セメントモルタル仕様 施工仕様書

B-018-14

⑥ 検 査

6-1 自主検査

工 程	項 目	要 点	方 法	基 準	管理方式
下地の組み立て	柱 中間柱 間柱	間 隔	スケールなど	柱と間柱の間隔 500mm以下※ 中間柱と間柱の間隔 500mm以下※ 中間柱と柱の間隔または間柱を介する場合、中間柱相互の間隔 1,000mm以下※	チェック検査
EXボードの張り付け	目 地	突き付け	目 視	突き付け張りで張っていること	
	釘	種 類	梱包表示など	NZ50	
		間 隔	スケールなど	333mm以下※	
透湿防水シートの張り付け	透湿防水シート	重 量	秤 など	防水紙付鉄網防錆処理品の透湿防水シートと合わせた重量860g/m ² 以下	
	継 目	重ね代	スケールなど	縦方向 90mm以上 横方向 150mm以上	
	ステーブル	寸 法	スケールなど	幅 12mm以上、長さ 6mm	
		間 隔	スケールなど	縦方向 300mm以下 横方向 455mm以下	
	状 態	シワ・たるみ	目 視	シワ・たるみがないこと	
胴縁の取り付け	胴 縁	厚 さ	スケールなど	15mm以上	
		幅	スケールなど	45mm以上	
	タッピンねじ	胴径部	梱包表示など	3.8mm以上	
		長 さ	スケールなど	50mm以上	
		間 隔	スケールなど	500mm以下	
	釘	種 類	梱包表示など	N50以上	
		間 隔	スケールなど	500mm以下	
鉄網の取り付け	鉄 網	重 量	秤 など	メタルラス 500g/m ² 以上 または 防水紙付鉄網防錆処理品 700g/m ² 以上	
	継 目	重ね代	スケールなど	30mm以上	
	ステーブル	寸 法	スケールなど	幅 7mm以上、長さ 16mm以上	
		間 隔	スケールなど	水平方向 500mm以下 鉛直方向 150mm以下	
	状 態	浮き上がり・たるみ	目 視	浮き上がり・たるみがないこと	
セメントモルタルの塗り付け	種 類	組成など	証明書など	組成などが<4-1-3>に記載の範囲内であること	
	セメントモルタル	塗り厚	スケールなど	15mm以上	

注)：上記表は防火構造の認定条件を満たす検査項目となります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

※：EXボードを耐力壁とする場合、EXボード耐力壁の施工仕様書に従って施工してください。

木造軸組外壁 E X-M-F L
セメントモルタル仕様 施工仕様書

B-018-15

工 程	項 目	要 点	方 法	基 準	管理方式
フォームライトSL-100の吹付け	吹付け	すき間	目 視	すき間がないこと	チェック検査
		厚 さ	スケールなど	75～105mm	
防湿気密シートの張り付け	防湿気密シート	厚 さ	スケールなど	0.2mm以下	
	継 目	重ね代	スケールなど	100mm以上	
	ステーブル	寸 法	スケールなど	幅12mm以上、長さ6mm以上	
		間 隔	スケールなど	シートの継目部および上下端部 200～300mm その他の部位 1,000mm以下	
	状 態	シワ・たるみ	目 視	シワ・たるみがないこと	
TBの張り付け	目 地	突き付け	目 視	突き付け張りで張っていること	
	タッピンねじ	胴部径	梱包表示など	3.5mm以上	
		長 さ	スケールなど	32mm以上	
		間 隔	スケールなど	周辺部150mm以下 中間部200mm以下	
	釘	種 類	梱包表示など	GN40以上	
		間 隔	スケールなど	周辺部150mm以下 中間部200mm以下	

注)：上記表は防火構造の認定条件を満たす検査項目となります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

6-2 立会い検査

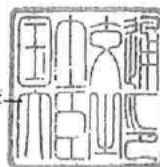
立会い検査は、建築元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

認定書

国住指第 2633 号
平成 30 年 11 月 30 日

BASF INOAC ポリウレタン株式会社
代表取締役社長 井上 雅之 様
吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-2188-1(4)
2. 認定をした構造方法等の名称
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム充填／セメントモルタル塗・構造用面材〔木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板〕・下張材〔木質系ボード、セメント板又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

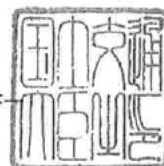
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住指第2631号
平成30年11月30日

BASF INOAC ポリウレタン株式会社
代表取締役社長 井上 雅之 様
吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第八号並びに同法施行令第108条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

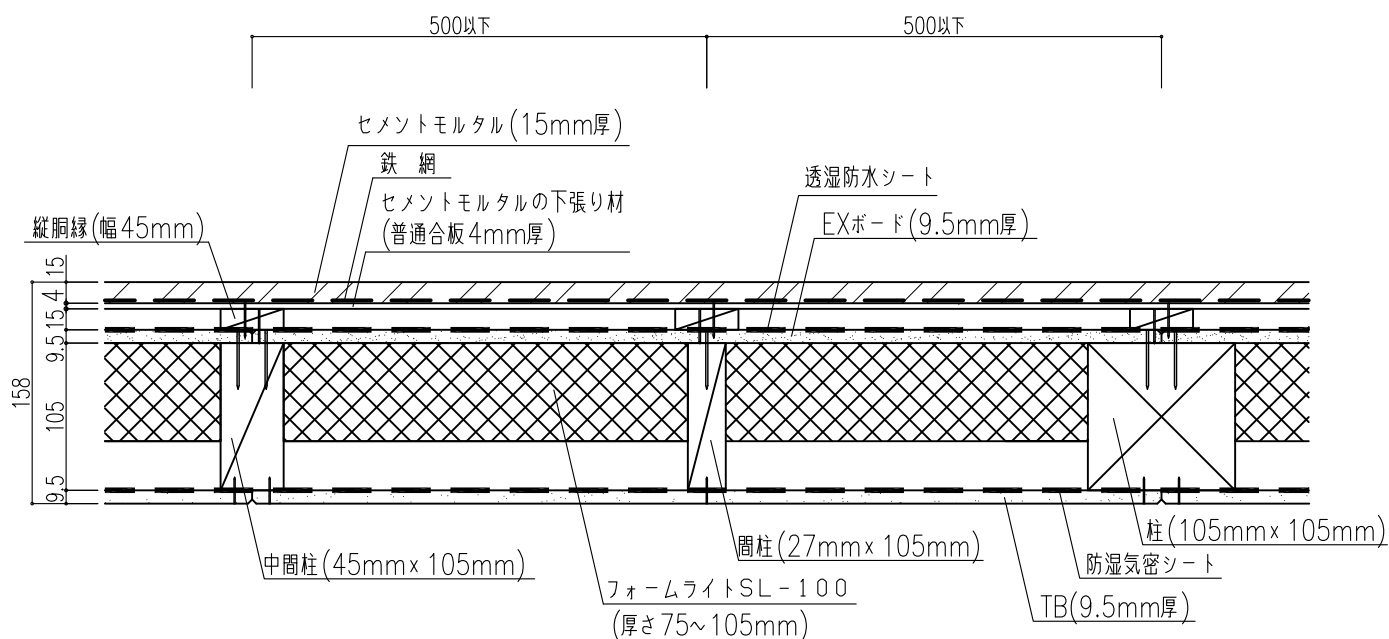
記

1. 認定番号
PC030BE-2188-1(2)
2. 認定をした構造方法等の名称
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム充填／セメントモルタル塗・構造用面材〔木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板〕表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

水平断面図

屋外側



屋内側

※セメントモルタルの下張り材なしの工法も施工が可能です。

※胴縁は縦胴縁に限定となります。

※胴縁の取り付けおよび防湿気密シートの張り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から屋外側に通気層、屋内側に防湿層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置し、屋内側に防湿気密シートの張り付けを行ってください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層を省略できる要件、防湿気密シートを省略できる要件、または、その両方の要件を満たし、設計者または施工者が通気層、防湿気密シート、またはその両方を省略できると判断される場合はこの限りではありません。

※断熱材は、BASF INOAC ポリウレタン（株）の「フォームライトSL-100」に限定となります。その他の断熱材は使用できません。

※当壁構造は、屋内側TBの張り付けが必須となります。

※胴縁、セメントモルタルの下張り材、鉄網、セメントモルタルの施工は、日本建築仕上材工業会の「ラス下地既調合軽量セメントモルタル塗り工法施工要領書（案）」などに従ってください。